

令和3年9月13日

医学部分局・歯学部分局
各部及び同好会 主将・連絡担当各位
顧問教員各位
(bcc 送信)

医歯薬学務課 学生支援担当です。

本日から9月30日までの期間、岡山県が、まん延防止等重点措置の対象となっています。それを受けて、本日の全学会議で、課外活動の方針について、以下のとおり決定しましたのでお知らせします。

<岡山大学の活動制限指針>

<https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/aboutcoronavirus.html#guideline>

■鹿田地区の正課外活動の方針

9月13日～9月30日の間、オンライン以外の活動を禁止する。

なお、津島地区においては、一部、連盟等が主催する公式の大会出場等を認めていますが、鹿田地区は対外試合を禁止しています。

【大学が禁止する行為（鹿田地区）】

- 岡山県内外での合宿、岡山県外への遠征
- スポーツ大会、対外試合、学外者との練習試合、他大学との共同練習、コンサート、ライブ等への出場・参加
- 本学校友会クラブ及び同好会の主催する前項のイベントや行事の開催
- 学内外における会食・飲み会・懇親会等 ←人数に関わらず禁止です。
- 学内外における飲食・会食を伴う新入生勧誘活動
- 新入生勧誘活動のチラシ配布

上記の禁止する行為について、今一度、ご確認ください。
よろしく申し上げます。

岡山大学大学院医歯薬学総合研究科等学務課

教務グループ 学生支援担当

E-mail ishiyaku-g@adm.okayama-u.ac.jp

新型コロナウイルス感染拡大防止のための岡山大学の活動制限指針

【方針】本指針は、全ての大学構成員の生命と健康、安全を守ることを目的とし、本学の活動制限をレベルで表現し可視化することにより、構成員の適切な意識と行動の変容を促すため、策定するものである。

【留意点】1. 全学共通を原則とするが、感染状況に応じて、キャンパス又は部局ごとに判断する。判断に迷った場合は、方針に立ち返る。
2. 医療関係者及び新型コロナウイルス研究従事者は、適用範囲外とする。

レベル	授業 (講義・演習・実習)	学生の課外活動	教育・研究活動(研究指導を含む。)	学生の入構	学内会議	事務機能
0	通常	感染発生情報に留意する。				
1	制限一小	○感染防止対策を最大限取った上で、活動を許可	○感染防止に最大限配慮し、教育・研究活動の続行はできる。 ○研究室の責任者は、研究室関係者(学部学生・大学院学生・研究員・研究スタッフ)の現場での滞在時間を減らし、自宅で作業することを検討。 ○ディスカッション形式のゼミ、及び学位論文に係る研究指導等はオンラインでの実施を推奨。	○感染防止対策を最大限取った上で、学部学生・大学院生の入構を認める。	○感染防止に最大限配慮し、対面会議を行う。 ○オンライン会議を推奨。	○感染防止に最大限配慮し、通常通りの勤務を行う。 ○時差出勤を活用する。
1.5	制限一中	【感染縮小期においてのみ適用】 ○対面授業の実施を制限 ○対面授業を実施する場合は、感染防止措置等を確認の上、部局長の決裁(BCS)が必要 ○オンライン授業実施のまま成績評価することも可	○BCS(業務継続戦略)として決定した範囲で、 ・現在進行中の教育・研究活動を継続するための滞在時間を段階的に延伸。 ・大学院生・学部学生の研究活動も可。 ・オンラインで可能なものは、できる限りオンラインでの実施を推奨。			
2	制限一中	○対面授業の実施を強く制限 ○やむを得ない事由で対面授業を実施する場合は、感染防止措置等を確認の上、部局長の決裁(BCS)が必要 ○オンライン授業実施のまま成績評価することを念頭に置いた授業計画	○現在進行中の教育・研究活動を継続するために短時間の立ち入りを許可。 ○ディスカッション形式のゼミ等はオンラインでの実施のみ可。 ○学位論文に係る研究指導は原則、オンラインでの実施のみ可。研究室において研究指導を行う必要がある場合は、予め研究科長の許可を得て実施。 ○学部学生・大学院生を強制的に登校させない。	○感染防止対策を最大限取った上で、学部学生・大学院生の入構を制限する。	○可能な限りオンライン会議へ移行。	○在宅勤務等を活用し、出勤人数の制限を行うことも含め、感染拡大防止を図る。
3	制限一大	○対面授業停止 ○部局の特別な事情や、卒業・修了を控えている学生に必要な不可欠な内容の場合は対面で実施可。 ○対面授業を実施する場合は、感染防止措置等を確認の上、総括副学長の決裁(BCS)が必要	○新型コロナウイルス対策に直接的に関わる研究以外は原則停止とし、新たな研究は行わない。 ○メディア授業のための必要最低限の立ち入りに限る。 ○次の者は、部局長が必要と判断した場合のみ研究室への立ち入りを許可。(ただし、学部学生・大学院生への入室は許可しない。) (1) 研究中止により研究上の大きな影響を被ることになる、長期間にわたって継続している実験を遂行中の研究スタッフ (2) 進行中の実験を終了又は中断する業務に関わる研究スタッフ (3) 生物の維持・管理、液体窒素・液体ヘリウムの補充、毒劇物等の維持・管理、研究に必要な基幹インフラの維持・管理のために一時的に入室する研究スタッフ ※ 上記に関わらず、研究BCS承認による研究継続は実施可能。	○学部学生・大学院生の入構を禁止する。 (部局長が必要不可欠と認めた場合は入構可)	○原則、オンラインで行う。 ○ただし、構成員の秘匿情報、企業の営業秘密、入試に係わる重要事項等を取扱う会議は、セキュリティ上の取扱いに留意し、別途検討する。	○現在進行中の重要な事務の継続のほか、事務機能維持のために、必要最小限の人員が出勤。
4	原則停止	○全休講	○全面活動停止	○大学機能の最低限の維持のために、部局長の許可の下で、生物の維持・管理、液体窒素・液体ヘリウムの補充、毒劇物等の維持・管理、研究に必要な基幹インフラの維持・管理の目的で、一時的に入室する研究スタッフのみの立ち入りを許可。	○立入禁止	○オンライン会議のみとする。 ○大学施設の維持管理のために、必要最小限の人員が出勤。

※ この表は、授業や研究などの活動内容毎にレベルを表しています。黄色は現在の活動制限状態を示しており、今後の感染状況の変化等により、新型コロナウイルス対策本部にて見直しを行い、公表します。